



2022年12月13日

各 位

会 社 名 : 株式会社 ティビィシィ・スキヤット
代 表 者 : 代表取締役 社長 長島 秀夫
(コード: 3974 東証スタンダード)
問 合 せ 先 : 執行役員 IR担当
経営企画室 室長 高橋 栄
(TEL: 03-5623-9670)

商号変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、商号の変更及び定款の一部変更について2023年1月27日開催の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社は、1991年に現在の美容 ICT 事業の前身である「スキヤット株式会社」と中小企業向けビジネスサービス事業の前身である「株式会社ティビィシィ」との合併に伴い、商号を「株式会社ティビィシィ・スキヤット」といたしました。

一方、スキヤット株式会社が1986年に美容サロン専用コンピューターを発売以来、販売ブランドである「SCAT (スキヤット)」を継承しており、美容業界においてその販売ブランド名は広く認知されております。

今後も、美容業界をはじめ人々の日常生活を豊かにするため、当社のパーパス（存在意義）である「ICTの提供による中小企業支援を通じた社会貢献」の達成と、社会的なDX推進による新しい商品・サービスを創造・提供し続けるために、SCATブランドの更なる認知度向上と持続的な企業価値向上を目指し、当社の商号を変更することといたします。

(2) 新商号（読み・英文表記）

SCAT株式会社

（読み：スキヤットカブシキカイシャ、英文表記：SCAT Inc.）

(3) 変更予定日（効力発生日）

2023年5月1日（予定）

※）本商号変更は、2023年1月27日開催予定の定時株主総会において、定款一部変更議案が承認されることが条件となります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

1) 商号変更について

「1. 商号の変更について」に記載のとおり、商号変更を行うため、現行定款第1条（商号）を変更するものです。

2) 電子提供制度導入について

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度に対応すべく、次のとおり当社定款を変更するものであります。

① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

3) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。

(2) 定款変更の内容

（下線は変更箇所です）

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社ティビィシー・スキャット</u> と称し、英文では、 <u>TBCSCAT Inc.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>SCAT株式会社</u> と称し、英文では、 <u>SCAT Inc.</u> と表示する。
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(商号変更に関する経過措置)</u></p> <p><u>第44条 第1条の変更の効力発生日は、令和5年5月1日とする。なお、本条は令和5年5月1日の経過をもって削除する。</u></p>
(新設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第45条 令和4年9月1日(以下、「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会決議日	2023年1月27日
定款変更の効力発生日	2023年1月27日
商号変更予定日(効力発生日)	2023年5月1日(予定)

以上